

令和6年度与謝野町産業振興補助金のご案内

〔発行月〕令和6年4月

与謝野町では、創業や雇用拡大を応援する制度を設けています。
いずれの制度も、事前審査が必要ですので、支援を受けようと思われる方は、着手される前に産業観光課(43-9012)へ申請をお願いします。
なお、申請書等については、与謝野町産業振興WEBサイトからダウンロードできます。(2ページ目QRコード参照)

令和4年度まで設けていました販路拡大、デジタル技術活用等のメニューにつきましては、与謝野町商工会へお尋ねください。



事業期間

交付決定日～令和7年3月14日(金)

01 創業等支援事業

創業の設備等に係る経費の一部を補助します。

概要		補助対象経費	補助金額
創業	新たに商工業を開業する場合、経費の一部を補助します	設備等に 係る費用	100万円以上の投資に対して対象経費の1/4以内 (上限50万円) ※消費税は対象外 町内事業者発注かつ町内在住者1名以上を雇用した場合、100万円以上の投資に対して対象経費の1/3以内 (上限150万円)

● 申請条件等／① 事業所等は町内に設けていただくことが必要です。② 申請される法人または個人事業主は町内に住所を有する方に限ります。③ 補助金の交付は開業年度に限ります。

● 申請受付／令和6年12月20日(金)まで

02 商業活性化支援事業

概要	補助対象経費	補助金額
地域の特色を生かした魅力ある商店街づくりを推進するため、町内の商店街団体等が行う事業に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費／設備・調査に係る経費等 ● 具体例／商店街等における街路灯・案内看板等の整備、共同利用施設の整備、地域のネットワーク構築に係る調査研究 ※店舗等賃借料の補助対象は、1ヵ月20万円で6ヵ月を上限とします。 ※国又は京都府の補助金を町が受ける場合は、その金額を上積みします。	補助金額／対象経費の1/3以内 (上限500万円) ※消費税は対象外

● 申請受付／令和6年12月20日(金)まで

03 リクルーティング強化事業

町内在住者や都市部の学生等を採用するために必要な活動経費の一部を補助します。

概要	補助対象経費		補助金額
自社の雇用拡大を目的とした採用活動に要する経費の一部を補助します	雇用支援	旅費、会場使用料、広告宣伝費、展示物制作委託料、運搬料、WEB制作委託料など	対象経費の1/3 以内 (上限20万円) ※消費税は対象外
	インターンシップ支援	インターンシップの学生(大学、短期大学、大学院、及び高等専門学校)の5日以上を受入に係る交通費、宿泊費	対象経費の1/2 以内 (上限5万円) ※消費税は対象外

●申請受付／令和6年12月20日(金)まで

産業振興補助金については、交付要件の一つに「町税の滞納がないこと」を要件としております。令和6年度産業振興事業費補助金等の申請時には、下記の事項にご留意いただき、納税証明書を手入のうえ手続きいただきますようお願いいたします。

- ① 町税等納税証明書の申請窓口
与謝野町役場住民税務課(各庁舎)
- ② 「町税等納税証明書請求書」及び「町税等納税証明書」を住民税務課に提出し、証明書の交付を受けて下さい。

令和6年度与謝野町金融補助金のご案内

01 企業活性化支援利子補給金

- 次に該当する商工業者(中小企業者)が設備投資を行った場合、支払われた利子額の一部を補助します。
- 対象者／① 保証協会の保証対象業種を営む方② 経営内容が明らかであること ③ 町内に1年以上居住し、町内にある工場等へ設備投資を行った方 ④ 町税等の滞納がない方(すべての要件に該当することが必要です)
 - 対象設備の基準／① 経営安定に必要な機械の購入、設置または改造 ② 経営合理化のための工場または店舗の増改築 ※R6.4以降に営業車両を購入・改造された場合は対象外
 - 利子補給の対象となる融資／① 金融機関からの独自の設備資金融資を受けた場合 ② 京都府の制度融資を利用して設備資金融資を受けた場合
 - 利子補給期間／借入の日から起算して3年間(36ヶ月)
 - 利子補給額／年当たり上限14万円(1月1日から12月31日までに支払った利子について、翌年に交付します)
 - 利子補給率／借入利率の1.0%を上回る部分を利子補給します(実質金利1.0%。延滞利子は補給対象外)
 - 申請時期／「広報よさの」等でお知らせします。
※2年目以降の事業者には、年末に申請勧奨します。

02 信用保証料補助金

- 商工業者が、次の京都府中小企業融資制度を受けるため、京都信用保証協会へ支払われた信用保証料の一部を補助します。
- 保証料補助の対象となる融資／京都府中小企業融資制度
 - 対象者／① 町内に6ヵ月以上居住している方② 町内に主たる事業所を有する方③ 町税等の滞納がない方(すべての要件に該当することが必要です)
 - 保証料補助額／1事業者当たり借受日を基準日として、1年度につき上限14万円
 - 補助率／信用保証料の40%(借換資金に相当する保証料は除きます。)



(与謝野町産業振興WEBサイト)

[お問い合わせ] 与謝野町 産業観光課 TEL.0772-43-9012(直通)